

豊島区物品買入れその他の契約に係る公募型 指名競争入札の参加に関する要綱

平成 22 年 10 月 29 日
総務部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、公募型指名競争入札に参加する者の資格として契約の種類及び金額に応じた要件を定めるにあたり、豊島区物品買入れその他の契約に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準（平成 22 年 10 月 29 日 総務部長決定。以下「基準」という。）により区内の事業者として取扱いされた事業者及び区外業者に対する競争入札参加資格の要件その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、基準で使用する用語の例による。

(対象)

第 3 条 公募型指名競争入札の対象は、次の各号とする。

- (1) 予定価格 1 千万円（年間契約は 5 百万円）以上の請負・委託契約のうち、建物清掃請負、人的警備・受付請負、設備管理保守請負（消防設備等）、道路公園清掃請負
- (2) 予定価格 1 千万円以上の動産の買入れ
- (3) 予定価格 5 百万円以上の動産の売り払い
- (4) その他豊島区指名業者選定委員会に付議し認められたもの

(区内の事業者の入札参加)

第 4 条 区内の事業者として基準第 2 条第 3 項第 1 号に該当する事業者（以下「区内業者」という。）又は同基準第 2 条第 3 項第 2 号に該当する事業者（以下「準区内業者」という。）が参加できる競争入札は、物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する告示（平成 22 年 4 月 30 日付豊島区告示第 117 号）別表 2 に規定する営業種目に応じ、区が指定する等級区分（ランク）に基づくものとする。

(区外業者の参加)

第 5 条 区内業者又は準区内業者の入札参加者数が 3 者に満たない場合には、区外業者の参加を認める。この場合の区外業者は、区の指名によるものとする。

第6条 区は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する区内業者又は準区内業者を競争入札に参加させないことができる。

- (1) 政令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当すると認められるもの
- (2) 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成20年8月1日総務部長決定）第3条の規定に基づき指名停止措置を受けているもの
- (3) 豊島区暴力団等排除措置要綱（平成21年3月6日総務部長決定）第3条規定に基づき入札参加排除措置を受けているもの

（区外事業者参加の準用）

第7条 第5条に規定する区外業者の参加を認める場合は、第6条の規定を準用する。この場合において第6条本文中「区内業者又は準区内業者」とあるのを「区外業者」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、区が発注する物品買入れその他の契約に係る公募型指名競争入札に関する必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。